

中標津町学校給食衛生安全委員会設置要綱

平成 24 年 9 月 7 日教育委員会要綱第 4 号
改正

平成 27 年 5 月 26 日教育委員会要綱第 7 号

(設置)

第 1 条 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 9 条の規定に基づき、文部科学大臣が定める学校給食衛生管理基準を踏まえ、公衆衛生、食品衛生、危機管理等に関する知識及び技能の向上など、安全安心な学校給食を提供するため、中標津町学校給食衛生安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 衛生管理における知識の向上に関すること
- (2) 食材及び食品並びに献立に対する知識の向上に関すること
- (3) 献立及び物資の選定に関すること。
- (4) 衛生管理マニュアル等の遵守に関すること
- (5) 日常業務の点検、見直しに関すること
- (6) その他、安全安心な学校給食の提供に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、教育長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 社会教育関係団体の推薦する者
- (3) 教育研究団体の推薦する者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。ただし、委員長が選出される前に召集する会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、中標津町学校給食センターにおいて行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期に関する特例)

2 この要綱施行の後最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年5月26日委員会要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行し平成27年4月1日より適用する。

附 則 (平成28年7月27日委員会要綱第 号)

この要綱は、公布の日から施行し平成28年4月1日より適用する。